

## 7. 災害時における相互援助協定

(趣旨)

第1条 奈良県桜井市(以下「甲」という。)と島根県出雲市(以下「乙」という。)は、災害時における応急対策の万全を期するため、災害時における相互援助協定(以下「協定」という。)を定め、物資等の相互援助を行うものとする。

(要請)

第2条 甲又は乙が、災害の発生により援助の要請を必要と認めるときは、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって協定の相手方へ要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請することができることとし、要請の文書は事後でも差し支えないものとする。

(1)災害の状況及び要請理由

(2)食糧、飲料水及び生活必需物資並びに必要とする資器材等の種類及び数量

(3)必要とする期間

(4)希望する場所

(5)その他必要事項

(業務の実施)

第3条 援助の要請を受けた団体は、協定に基づき要請業務を履行するものとする。

(維持管理)

第4条 援助のために使用した資器材等の維持管理については、援助を要請した団体(以下「要請団体」という。)が行うものとする。

(経費)

第5条 第3条の業務の実施及び前条の維持管理に要した費用は、要請団体が負担するものとする。

2 経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費の負担等基準」に定める。

(連絡責任者)

第6条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡の徹底及び円滑を図るため、次のとおり連絡責任者を置く。

(1)桜井市市長公室企画課長

(2)出雲市総務部総務課長

(資料の交換)

第7条 この協定に基づいて援助活動が円滑に行われるよう、毎年1回以上地域防災計画そ

その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成17年11月9日から平成18年3月31日までとする。

ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれからも文書による協定の改正についての意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が署名して、各自1通を保有するものとする。

平成17年11月9日

奈良県桜井市長 長谷川 明

島根県出雲市長 西尾理 弘